

## 皆さんご存じですか？ 自主防災組織

『自分の命は自分で守る』『自分たちの地域は自分たちで守る』という考え方にたって自主的に防災活動を行う組織。それが自主防災組織です。

大規模な災害が発生した直後は、行政防災機関による対応が遅れたり、個人や家族では対応が困難になる可能性があります。そのような際に、被害を最小限にとどめるためには、住民がお互いに助け合い、安否確認や避難のための声掛けなどの避難支援活動を行う「自主防災組織」の活動が大切です。



### ●自主防災組織の活動例

#### 【災害発生前（通常時）】

#### 【災害発生後（非常時）】

①災害情報の伝達方法の確認  
(連絡網)

⇒

◎避難情報や災害情報の伝達  
(連絡網)

②高齢者や障がい者、未就学  
児童などの把握

⇒

◎避難が困難な人へ声掛け・  
サポート

③防災訓練を定期的に行う・  
資機材の整備

⇒

◎避難所運営・非常時の協力・  
連携

市では毎年度、自主防災組織を設置した町内会に対し、自主防災組織設置・運営助成金として、1世帯につき100円を交付しています。

近年、多くの町内会で役員の高齢化や役員のなり手が居ないことから、自主防災組織の結成や結成後の活動に不安を感じ、結成に至れない町内会の実情をよく耳にします。

このため、市では町内会(自治会)の役員会などに伺い、防災や自主防災組織の設置方法などに関して説明します。ご希望の町内会(自治会)は、市・総務課(電話56-5005)へご連絡ください。

自主防災組織を設置した場合には、市・総務課へご連絡ください。  
皆さんも一緒に、防災について考えてみませんか？

問 市・総務課 ☎ 56-5005